

諮問実施機関：病院事業庁（経営管理課）

諮問日：令和3年5月25日（諮問（個）第13号）

答申日：令和4年8月5日（答申（個）第11号）

内容：「膀胱の内視鏡の画像および腎動脈エコーの画像」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県病院事業庁（以下「実施機関」という。）が行った決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 保有個人情報開示請求

令和3年1月8日、審査請求人は、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の保有個人情報の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（請求する保有個人情報の内容）

膀胱の内視鏡の画像（毛細血管が詰まっている画像）

腎動脈エコーの画像（突起物の映っている画像）

2 実施機関の決定

令和3年1月22日、実施機関は、膀胱の内視鏡の画像（毛細血管が詰まっている画像）については、当該個人情報を保有していないことを理由に条例第19条第1項の規定に基づき、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和3年4月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、次に掲げる部分の不開示決定を取り消し、これらを開示するよう求める。

- (1) 膀胱の内視鏡の画像（毛細血管が詰まっている画像）
- (2) 腎動脈エコーの画像（突起物が映っている画像）

2 審査請求の理由

(1) 上記1(1)の部分について

二回の膀胱鏡検査において、画像を見ながら排尿、排便の原因は毛細血管の詰まりである旨、説明を受けており当該画像の提出を求めているものである。処分庁は開示した画像以外に開示すべき画像はないとしているが、開示したくない画像が消されている。

(2) 上記1(2)の部分について

検査のときにモニターを通して突起物が映っている画像を目にしており、また診察室のパソコン画面においても当該画像が保存されていることを見ており、当該画像を保有していないということはない。

(3) その他

何が原因かはっきり知りたく、また腎臓の検査についても説明をしてほしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った本件処分は妥当である。

2 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、実施機関が撮影したとされる審査請求人の膀胱の内視鏡の画像（毛細血管が詰まっている画像）および腎動脈エコーの画像（突起物が映っている画像）である。

3 不開示の理由について

(1) 第3の1(1)について

審査請求人は、平成〇年〇月〇日および平成〇年〇月〇日に行った膀胱鏡検査において、主治医より画像を見ながら説明を受けた記憶から当該画像が存在すると主張しているが、これは膀胱鏡検査中にモニター画面により説明を行ったものと思われる。当該検査は尿路閉塞の確認を目的とするものであり、血管障害に関わる画像は存在しないことから不存在として本件処分を行った。

(2) 第3の1(2)について

本件開示請求における保有個人情報開示請求書に記載された「突起物」を特定することができなかったものの腎動脈エコーの画像を保有していたことから、当該画像については全て開示を実施している。

第5 審議会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、個人の権利利益を保護することを目的としており、第1条および第13条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障している。

条例で定めている開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であることから、実施機関においては、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。

一方で、条例は開示の例外として実施機関が開示しないことができる個人情報を第15条各号に制限的に列挙し、本人や第三者、法人等の権利利益や公共の利益等も適切に保護する必要があることを規定しており、開示・不開示の判断に当たっては本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

当審議会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件開示請求について

本件開示請求は、①膀胱の内視鏡の画像（毛細血管が詰まっている画像）および②腎動脈エコーの画像（突起物が映っている画像）に係る審査請求人の個人情報について開示が求められたものである。

実施機関は、①は不存在を理由に不開示としており、②は全て開示しているが、審査請求人は、これを不服としてその開示を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 膀胱の内視鏡の画像（毛細血管が詰まっている画像）の不存在について

審査請求人によると「膀胱の内視鏡画像（毛細血管が詰まっている画像）」については、検査時に画像を見ながら説明を受けていることから実施機関が当該画像を保有している旨、主張している。しかし、実施機関の説明によると、膀胱鏡検査は尿路閉塞の確認を目的とするものであり、粘膜の血流障害そのものは特記するような所見がないため審査請求人が求める「毛細血管が詰まっている画像」は存在しないということであった。

内視鏡検査では内視鏡を体内に入れることでモニターを通して体内の状況を確認し、診察に必要な部分を画像として保存する方法がとられており、診察において使用された膀胱

の内視鏡に係る検査の画像自体は残されている。また、仮に電子カルテに記録された当該画像が削除されたとしても、その場合にはログが残る仕組みとなっていることから、現存する保存画像の他に実施機関が保有する画像が過去に存在していたとは考えにくく、その限りで、実施機関の主張には特段不自然、不合理な点はない。

また、審査請求人に係る膀胱の内視鏡の画像全てについては、審査請求人が処分庁に対して令和3年2月2日に行った保有個人情報開示請求に基づく、令和3年2月17日付け滋総病第〇号保有個人情報開示決定で全て開示されている。このため、膀胱の内視鏡の画像については、毛細血管が詰まっている画像ではないことを理由に、これを請求の対象として開示しなかった実施機関の判断に違法、不当な点はない。

なお、弁明書に添付された「主治医意見書」において「血管造影所見」という文言があることから、実施機関に確認したところ、当該画像（CT画像）は腎臓の画像であり、かつ内視鏡による画像ではなかった。したがって、当該画像（CT画像）を請求の対象として開示しなかった実施機関の判断に違法、不当な点はない。

(2) 腎動脈エコー画像（突起物の映っている画像）の不存在について

審査請求人によると、本件処分において開示された腎動脈エコー画像の中に審査請求人が求めている「突起物の映っている画像」はないということであった。しかし、実施機関の説明によると、審査請求人が主張する「突起物」がどのようなものであるかを認識することはできなかったものの、審査請求人は本件開示請求にあたり、請求に係る画像は〇〇年〇月〇日に検査を受けた際に保存されるはずの画像である旨を述べていたことから当該検査に係る画像の中に審査請求人が求めている画像があると判断しその全てを対象としたとしている。

実施機関は、審査請求人の個人情報に記載された対象公文書を特定するに当たり、審査請求人が主張する突起物が写っている画像であるか否かを基準としていないが、これは実施機関において突起物の存否が判断できないことから審査請求人が主張する検査における腎動脈エコーの画像を広く開示の対象としたものである。

このため、実施機関としては、審査請求人が本件開示請求で特定した「突起物」の存否が分からないことから請求内容を広く解し本件処分を行っているものであり、これ以上、開示できる画像は有しておらず、このような対象文書の特定をしたことについて違法、不当な点はない。また、審査請求人が主張する「（突起物が映っている画像）」に係る画像は特定できなかったものの審査請求人の診察において使用した腎動脈エコー画像は残されており、これらの画像は3(1)で先述した審査請求人による令和3年2月2日の保有個人情報開示請求において全て開示されている。電子カルテに記録された画像を削除した場合にはログが残る仕組みとなっていることから、実施機関の説明に特段不合理な点はないといえる。

なお、腎動脈が写った血管造影に係るCT画像については、当該画像がエコーの画像で

ないことから、請求の内容に照らし開示の対象に含まなかったことに問題はないといえる。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和3年5月25日	・実施機関から諮問を受けた。
令和3年12月27日 (第18回第一分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和4年1月27日 (第19回第一分科会)	・実施機関から本件処分について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和4年3月15日 (第20回第一分科会)	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
令和4年6月24日 (第21回第一分科会)	・答申案の審議を行った。

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会第一分科会